

農林水産省補助事業

ベトナム
食品安全法の一部条項の執行を詳細に
規定する政令（仮訳）

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2018年2月2日にベトナムで公表された「食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://vfa.gov.vn/van-ban/nghi-dinh-so-152018nd-cp-cua-chinh-phu-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-mot-so-dieu-cua-luat-an-toan-thuc-pham.html>

【免責条項】本仮訳で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本仮訳で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

政令第 15/2018/ND-CP 号

ハノイ、2018年2月2日

政令

食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令

2015年6月19日付の政府組織法に基づくものとする。

2010年6月17日付の食品安全法に基づくものとする。

保健省大臣の提案に従うものとする。

政府は食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令を宣言するものとする。

第1章

一般的な規定

第1条 適用範囲

本政令は、食品安全法の以下の一部条項を詳細に規定する。

1. 商品の自己宣言にかかる手続き。
2. 商品の宣言書の登録に関する手続き。
3. 遺伝子組み換え食品安全の保証。
4. 食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行。
5. 輸出入食品安全の国家検査。
6. 食品表示。
7. 食品広告。
8. 健康食品生産において食品安全を保証するための要件。
9. 食品添加物の生産、取引および使用における食品安全を保証するための要件。
10. 食品の原産地トレース。
11. 食品安全に関する国家管理にかかる責任分担。

第2条 適用対象

本政令は、食品の生産および取引に参加するベトナムの機関、組織、個人、外国の組織、個人、およびベトナムにおいて食品安全に関する活動を行う組織、個人を適用対象とする（以下は「組織、個人」という）。

第3条 用語解説

本政令では以下の用語は以下のとおり理解されるものとする。

1. 健康食品（Health Supplement, Dietary Supplement）とは、毎日の食事に追加され、人間の身体の機能の保持・増進・改善に寄付し、罹患リスクの減少を促すとされる商品のことである。健康食品は一つまたは多数あるいは混合した以下の物質を含有する。
 - a) ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクスおよびそのほかの生物活性物質。
 - b) 抽出、単離、濃縮および代謝の形での動物、鉱物および植物が含まれる天然由来物質。
 - c) 本条本項（a）、（b）号に定めた物質を合成するための物質。
健康食品はカプセル、錠剤、丸剤、顆粒、散剤、液体およびその他製剤形態のかたちで生成され、使用のため少量の単位に投薬される。
2. 医療栄養食品（特定医療目的食品ともいう、Food for Special Medical Purposes, Medical

Food) とは口またはチューブで補給する食品であり、患者のダイエットを調整するため指定され、医療職員の監察がある場合のみ使用することができる食品である。

3. 国際食品規格委員会 (CODEX) の規定に従って、ダイエットをする者、高齢者などの特別的な対象が使用する特別用途食品 (Food for Special Dietary Uses) とは、使用者の具体的な身体状況、病状、および障害に伴う特別な食事制限に関する要求を満たすため特別に加工またはブレンドされた食品である。特別用途食品の成分は特別用途食品と同様な本質を有する食品 (ある場合) の成分と明確に異なっている。

4. 科学的証拠とは、科学研究に関する権限を有する国家権限より受け入れるまたは国内外の科学誌に掲載される科学的情報、資料であり、または科学出版物に掲載される伝統医学、薬用草、薬用ハーブに関する資料である。

5. 商品所有者とは、規定適合宣言および自己宣言の書類における商品について責任を負う、および食製品の輸出入について委任された組織、個人である。

6. 輸出、輸入の商品とは、同様な種類、名前、表示、生産事業所、包装素材を有する食製品である。

7. 輸出入品のロットとは、輸出および輸入の船積み荷 (船荷証券番号が同様である) のすべての食製品である。輸出入品のロットは一つの商品のみまたは複数の商品を有する場合がある。

8. 小規模な初期製造事業所とは、企業登録証明書を有するまた有しない世帯、個世帯の規模で食品原料の栽培、養殖、取獲、開拓を行う事業所である。

9. 小規模な加工前処理事業所とは、企業登録証明書を有するまた有しない世帯、個世帯の規模で食品の加工前処理を行う事業所である。

10. 小規模な食品取引を行う事業所とは、法規定に基づいて個人、個人のグループおよび世帯が経営世帯の登録を行う事業所および事業登記証明書、企業登記証明書、投資証明書の発行が認められない事業所である。

第 2 章

組織、個人の商品基準の自己宣言手続き

第 4 条 商品の自己宣言

1. 食品生産、食品取引を行う組織、個人は、本条第 2 項および本政令第 6 条に定めた食品を除き、包装された加工後の食品、食品添加物、食品加工助剤、食品容器、食品と直接接触する包装材料 (以下は「商品」という) について自ら宣言する。

2. 輸出貨物の生産、加工のためまたは国内市場で消費されず組織、個人の内部生産に使用される輸出、輸入された商品および生産用原材料は商品の自己宣言手続きから免除される。

第 5 条 商品の自己宣言

1. 商品の自己宣言書類は以下の書類が含まれる。

a) 本政令付録 I 書式 1 に定めた商品の自己宣言書。

b) 書類が提出された日から 12 ヶ月以内に指定の検査室または保健省が国際的な基準に適合しリスク管理原則に従って宣言された安全基準あるいは保健省の規定がない場合における他の組織、個人が宣言したそれと相応している基準に従う安全基準を含む ISO17025 の要求事項を満たしている検査室により発行される商品の食品安全検査結果表。

2. 商品の自己宣言は以下の手順に従って行われるものとする。

a) 組織、個人は、マスメディアまたは自己の電子サイトまたは組織、個人の本拠で商品の自己宣言を行い、各省、中央直轄市の人民委員会の指定した権限を有する機関に郵便または直接 1 部を提出しなければならない (以下は「省レベルの人民委員会」という)。

b) 組織、個人は、商品の自己宣言を行った後、直ちに商品の生産、商品の取引を行うこと

ができ、その商品の安全について全責任を負わなければならない。

- c) 権限のある直轄機関は書類保管のため組織、個人の商品の自己宣言書を受領し、自らの機関の電子サイトに組織、個人および商品の名前を通知しなければならない。組織、個人が一種類の食品のみを生産する生産事業所を二つ以上有する場合、組織、個人が選択する生産事業所が所在している地域にある権限を有する機関に書類を提出する。各回の自己宣言は一回目で選択して提出した権限を有する機関に提出しなければならない。
3. 自己宣言書類における資料はベトナム語で作成されなければならないが、外国語の資料も含まれる場合その資料をベトナム語に翻訳、公証されなければならない。各資料は自己宣言の時点でまだ有効でなければならない。
4. 商品の名前、原産地、構成成分について変更されたことがある場合、組織、個人は商品を再び宣言しなければならない。そのほかの変更がある場合、組織、個人は本条第1項に定めた書類を受領した機関に対して書面で変更内容を報告しなければならないが、書面で報告をした後直ちに生産、取引を行うことができる。

第3章 商品の宣言書の登録手続き

第6条 商品の宣言書の登録

食品生産、食品取引を行う組織、個人は以下の食品について商品の宣言書を登録しなければならない。

1. 健康食品、医学的な栄養食品、特別用途食品。
2. 36ヶ月未満の子どもの栄養食品。
3. 新たな用途を有する複合食品添加物、食品に使用することができる食品添加物リストに属されない食品添加物または保健省が定めた対象と違う対象に使用された食品添加物。

第7条 商品の宣言書の登録書類

1. 商品の宣言書の登録書類には以下の書類が含まれるものとする。
 - a) 本政令付録I書式2号に定めた商品の宣言書。
 - b) 生産・輸出国の権限を有する機関により付与され、生産・輸出国（領事の合法化）の市場で自由に販売されることができるとは消費者に対して保証される安全な内容を有する自由販売証明書（Certificate of Free Sale）または輸出証明書（Certificate of Exportation）または衛生証明書（Health Certificate）。
 - c) 書類が提出された日から12ヶ月以内に指定の検査室または保健省が国際的な基準に適合したリスク管理原則に従って宣言された安全基準あるいは保健省の規定がない場合における他の組織、個人が宣言したそれと相応している基準に従う安全基準を含むISO17025の要求事項を満たしている検査室により発行される商品の食品安全検査結果表。
 - d) 商品の用途を証明する科学的証拠または公表された用途を構成した成分の科学的証拠（原本または組織、個人により認証された謄本）。商品の用途を作成するため商品の成分の用途に関する科学的証拠を使用する際に、商品の一日の使用量はその科学的証拠の書類に記載されたその成分の使用量の最低15%を使用しなければならない。
 - d) 適正製造規範（GMP）適合認証書または2019年7月1日以降の輸入商品が健康食品である場合それと相応する認証書（組織、個人により認証された謄本）。
2. 国内の商品の宣言書の登録書類は以下の書類が含まれるものとする。
 - a) 本政令付録I書式2号に定めた商品の宣言書。
 - b) 商品の食品安全検査結果表は、書類が提出された日から12ヶ月以内に指定の検査室または保健省が国際的な基準に適合しリスク管理原則に従って宣言された安全基準ある

いは保健省の規定がない場合における他の組織、個人が宣言したそれと相応している基準に従う安全基準を含む ISO17025 の要求事項を満たしている検査室により発行される。

- c) 商品の用途を証明する科学的証拠または公表された用途を構成した成分の科学的証拠（原本または組織、個人により認証された謄本）。商品の用途を作成するため商品の成分の用途に関する科学的証拠を使用する際に、商品の一日の使用量はその科学的証拠の書類に記載されたその成分の使用量の最低 15%を使用しなければならない。
 - d) 食品安全条件を満たす事業所の認定書が発行されなければならない組織の場合における食品安全条件を満たす事業所の認定書（組織、個人により認証された謄本）。
 - d) 適正製造規範（GMP）を適合する認証書または輸入商品が健康食品である場合それと相応する 2019 年 7 月 1 日以降の認証書（組織、個人により認証された謄本）。
3. 商品の宣言書はベトナム語で作成され、外国語の資料も含まれる場合その資料をベトナム語に翻訳、公証されなければならない。登録書類の資料は商品の宣言書の登録書類が提出される時点でまだ有効でなければならない。

第 8 条 商品の宣言書の登録手順

1. 食品生産、食品取引を行う組織、個人は以下の規定に従って商品の宣言書の登録書類をオンライン公的サービスシステムまたは郵便で提出するまたは直接書類を受取機関に提出することができる。

- a) 健康食品、新たな用途を有する複合食品添加物、保健省が定めた食品に使用することができる食品添加物リストに属さない食品添加物の場合は、保健省に提出する。
- b) 医学的な栄養食品、特別用途食品、36 ヶ月未満の子どもの栄養食品の場合は、省レベルの人民委員会により指定された権限を有する機関に提出する。
- c) 保健省および省レベルの人民委員会により指定された権限を有する機関の受取権限に属する多数の種類の商品を生産する組織、個人は、保健省に書類を提出する、または自らの食品が保健省あるいは権限を有する機関の受取権限のどちらかに属されるところに書類を提出することができる。組織、個人が一種類の商品のみを生産する生産事業所を二つ以上有する場合、組織、個人が選択する生産事業所が所在している地域にある権限を有する機関（保健省に登録された商品を除く）に書類を提出する。権限を有する機関に登録すると選択した場合、次回はそのと同様な権限を有する機関に登録しなければならない。

2. 本条第 1 項に定めた書類の受取機関は、新たな用途を有する複合食品添加物、保健省大臣が定めた食品に使用することができる食品添加物リストに属さないまたは使用対象が異なる食品添加物、医学的な栄養食品、特別用途食品、および 36 ヶ月未満の子どもの栄養食品の商品の宣言書の登録書類を受領した日から 7 営業日以内に、または健康食品の商品の宣言書の登録書類を受領した日から 21 日以内に書類の審査を行い、本政令付録 I 書式 3 号に従って商品の宣言書登録の受領書を発行する義務を有する。

書類の審査機関は、書類が公的サービスシステムに提出された日から数えられる、または郵便の消印（書類が郵便で提出されるまたは直接に受取機関にされる場合）に従うものとする。

3. 書類を受け取る期間は、組織、個人の商品の宣言書の登録書類について同意しない、または書類の修正、補充を要求する場合、書面でその理由および法的根拠を指定しなければならない。書類の修正、補充の要求は一回のみ行うことができる。

書類を受領した機関は、修正、補充された書類を受領した日から 7 営業日以内に、書類の審査を行い、結果を書面に出さなければならない。修正、補修の要求に関するオフィシャルレターを出された日から 90 営業日以内に組織、個人は書類を修正、補充しない場合、その書類は無効になるものとする。

4. 商品の名前、原産地、構成成分について変更されたことがある場合、組織、個人は商品を再び宣言しなければならない。そのほかの変更がある場合、組織、個人は本条第 1 項に定

めた書類を受取る機関に対して書面で変更内容を報告しなければならない、書面で報告をした後直ちに生産、取引を行うことができる。

5. 商品の宣言書類の登録書類を受領した機関は、商品の宣言書の登録が受領された組織、個人の名前および商品を自らの電子サイトおよび食品安全に関するデータベースに通知する責任を有する。

6. 食品生産、食品取引を行う組織、個人は手数料および費用に関する法規定に従って商品の宣言書の審査費用を支払う責任を有する。

第4章

遺伝子組み換え食品の食品安全保証

第9条 遺伝子組み換え生物および遺伝子組み換え生物の製品の成分を有する食品の食品安全保証

食品を生産するための条件を満たしている遺伝子組み換え生物の承認証の発行条件、発行手順、手続き、回収および食品を生産するための条件を満たしている遺伝子組み換え生物の承認証が発行される遺伝子組み換え生物リストは、政府の遺伝子組み換え生物、遺伝子標本および遺伝子組み換え生物の製品に対する生物学的な安全性を規定する政府の2010年6月21日付の政令第69/2010/ND-CP号および2010年6月21日付の政令第69/2010/ND-CP号の一部条項を修正する政府の2011年11月30日付の政令第108/2011/ND-CP号の規定に従って行われる。

第10条 遺伝子組み換え生物を有する食品、食用の遺伝子組み換え生物の製品の表示

1. 遺伝子組み換え生物を有する食品、食用の遺伝子組み換え生物の製品の生産、取引を行い、その食品を生産するための総原料の5%以上の最低一つの遺伝子組み換え成分を使用した組織は、法規定の商品表示に関する規定を厳守しなければならない、および本条第2項に定めた場合を除き、遺伝子組み換え生物に関する情報を表示しなければならない。

2. 以下の場合には遺伝子組み換え生物を有する食品、食用の遺伝子組み換え生物の製品の表示が免除される。

- a) 遺伝子組み換え成分を有するが、食品において遺伝子組み換えまたは遺伝子組み換えの製品を発見できない包装済みの遺伝子組み換え食品。
- b) 生鮮な遺伝子組み換え食品、包装されず直接的に消費者に販売される遺伝子組み換えの加工商品。
- c) 災害および伝染病から回復する際に使用される遺伝子組み換え食品。

第5章

食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行

第11条 食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行

1. 本政令第12条1項に定めた場合を除き、食品生産、食品取引を行う組織は食品安全条件を満たす事業所の認定書を有しなければならない。

2. 食品安全条件を満たす事業所の認定書が発行される条件は食品衛生法第34条1項に定めた。ただし、健康食品の場合は、本政令第28条の規定に従わなければならない。

第12条 食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行の範囲に属さない組織

1. 以下の組織は食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行の範囲に属さないものとする。
 - a) 小規模な初期製造事業所。
 - b) 固定住所を有しない食品生産、食品取引を行う組織。
 - c) 小規模な加工前処理。
 - d) 小規模な食品取引。

- d) 包装済み食品取引。
 - e) 食品用の器具、包装材料。容器の生産および取引。
 - g) ホテル内のレストラン。
 - h) 食品取引の事業分野の登録を有しない共同調理場。
 - i) 路上における食品の取引。
 - k) 次のいずれかの認証書を有する事業所：GMP（適正製造規範）、HACCP（危害分析重要管理点）、食品安全マネジメントシステム ISO 22000、国際食品規格（IFS）、食品安全規格（BRC）、食品安全システム認証（FSSC 22000）または有効なそのほかの認証書である。
2. 本条第 1 項に定めた事業所はそれと相応する食品安全条件を厳守しなければならない。

第 6 章 輸出入食品の食品安全にかかる国家検査

第 13 条 輸入品の食品安全にかかる国家検査が免除される場合（食品安全に関する警告がある場合を除き）

- 1. 指定適合宣言書登録の受取書が発行された商品。
- 2. 旅の前後の預け荷物であり入国者の生活需要または旅の目的に使用される手荷物の商品、税務法規に定めた輸入税免税制度額を超えない贈り物、贈答品。
- 3. 優遇対象または外交特権を有する者の個人消費のための輸入品。
- 4. 通過、検問所の変更、積替え、一時的輸入、再輸出、保税倉庫に保管する商品。
- 5. 組織、個人により承認されたテストおよび研究の目的に適合した数を有するテスト、研究のサンプルである商品。
- 6. フェア・展示会に展示のため使用される商品。
- 7. 輸出品加工・生産用のみの輸出入の製品、原材料、または組織・個人の内部生産に使用され、国内市場に販売されない商品。
- 8. 免税店で販売する一時輸入商品。
- 9. 政府、首相の指示で緊急な要求のために輸入される商品。

第 14 条 輸入食品として使用される陸上動物、水産動物商品、植物商品に対する条件

- 1. 包装された加工後の食品、ベトナムの組織、個人が外国に輸出したが、返還された食品および本政令第 13 条に定めた商品を除き、輸入食品として使用される陸上動物、水産動物商品、植物商品は以下の要求を満たさなければならない。
 - a) ベトナムの規定に適合する食品安全管理システムが備えた、およびベトナムの権限を有する機関によりベトナムへ動物、植物、水産の由来を有する食品の輸出登録済みリストに属された国、地域から由来しなければならない。
 - b) 食品として使用される陸上動物、水産動物商品の場合は、ベトナムの権限を有する機関によりベトナム法令の規定に定めた食品安全にかかる要求を十分に満たしていると認定された食品生産、食品取引を行う事業所で生産されなければならない。
 - c) 輸入動物、輸入水産の由来を有する各輸入ロットに輸出国の権限を有する機関により発行される食品安全にかかる要件を満たしている証明書を添えなければならない。
- 2. 本条第 1 項に定めた国、地域および食品生産、食品取引を行う事業所をベトナムへ食品を輸出する国、地域リストに追加する手続きは本政令第 22 条に定めた規定に従って行われるものとする。
- 3. 農業農村開発省は、税関官署にベトナムへ食品を輸出する国、地域リストを提供する責任を有する。

第 15 条 輸入食品の国家検査機関

1. 輸入食品の国家検査機関は、保健省、農業農村開発省、または工商省により検査の権限が与えられたまたは指定された機関である。
一つの輸入ロットに複数の省の管理権限に属する複数の食品の種類がある場合、国家検査機関は、農業農村開発省により検査の権限が与えられたまたは指定された機関である。
2. 国家検査機関は以下の権利および権限を有する。
 - a) 通常検査方式から簡易検査方式の適用に変更する、および厳重な検査方式が実施された 3 回の検査において輸入食品に対する基準に満たされた結果が出た場合通常検査方式の適用に変更することを決定する。
 - b) 本政令に定めた食品の検査方式および検査手続きに従って食品の検査を行う。
 - c) 法規定に定めたサンプルの採取および保存を厳守する。
 - d) 手数料および費用に関する法規定に従って検査およびテストの手数料および費用を徴収する。
 - d) 輸入品ロットおよび輸入品に対する食品安全の検査、確定を行う際に、専門性、正確性、忠実性および客観性を保証する。
 - e) 保健省、農業農村開発省、および工商省により指示、監督、指導を受ける。
 - g) 商品所有者の異議を受領し、解決する。国家検査機関は、商品所有者に損害を与えた場合、法規定に従って商品所有者に対してテストおよび検査の費用を全額で返済し、および損害（ある場合）を賠償しなければならない。
 - h) 法規定に従って検査書類を保管し、権限を有する機関により要求される際に保管書類を示す。
 - i) 本政令付録 I 書式 6 号に従ってその相応する専門分野を管理する省に 6 ヶ月に 1 回報告を行う、またはベトナム保健省、農業農村開発省、工商省、外国にある権限を有する機関あるいは生産業者の警告がある場合臨時報告を行う、または輸入食品に対する基準に満たさない食品の処理結果について報告を行う。

第 16 条 検査方式

輸入食品安全検査は以下の方式で行われる。

1. 簡易検査方式：税関官署は、1 年以内のすべての輸入品ロットの書類の最大 5% を無作為的に選定し検査する。
2. 通常検査方式：輸入品ロットのみの書類の検査を行う。
3. 厳重な検査方式：書類およびサンプルの検査を行う。

第 17 条 検査方式の適用

1. 簡易検査方式は以下の輸入ロットおよび商品に対して適用される。
 - a) ベトナムが加盟している食品安全相互認定に関する国際条約を締結している国の機関、組織により食品安全に関する要求に到達していると認定された場合；ベトナム法令に適合する輸入ロットおよび商品に対する輸出国の権限のある機関による検査結果がある場合。
 - b) 12 ヶ月以内に 3 回連続的に通常検査方式を適用し、輸入要求レベルに到達している結果が出た場合。
 - c) GMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000 の品質管理基準またはそれと同様な基準を適用している事業所で生産された場合。
2. 本条第 1 項、3 項に定めた場合を除き、通常検査方式は輸入ロットのすべての商品に対して適用される。
3. 輸入ロットおよび商品に対する厳重な検査方式は以下場合に適用する。
 - a) 前回の検査における輸入要求レベルに到達していなかった輸入ロットおよび商品。
 - b) 前の審査、検査（ある場合）における基準に満たさなかったロット、商品。

- c) 保健省、農業農村開発省、工商省、省レベルの人民委員会または外国にある権限を有する機関あるいは生産業者からの警告がある場合。
4. 以下の場合に厳重な検査方式から通常検査方式に変更する。
- a) 本条第 3 項 (a)、(b) 号に定めた場合には、厳重な検査方法を 3 回連続的に適用し、輸入要求レベルに到達している結果が出る場合。
 - b) 本条第 3 項 (c) 号に定めた場合には、保健省、農業農村開発省、および工商省による厳重な検査の取消通信書がある場合。

第 18 条 検査登録書類

1. 簡易検査方式に従う検査登録書類は以下の書類が含まれる。
- a) 商品の自己宣言書。
 - b) 通常検査方式が適用された輸入要求レベルに到達していると承認された 3 回連続の 3 通の結果通知書、または提出する際にまだ有効している GMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000 あるいはそれと同様な基準に適合するいずれかの証明書の認証されたコピーまたは領事認証（合法化）を受けた原本。
 - c) 包装された加工後の商品を除き、水産および陸上動物の由来を有する商品は輸出国の権限を有する機関により発行された食品安全にかかる要件を満たしている証明書（原本）を有しなければならない。
2. 通常検査方式および厳重な検査方式による検査登録書類は以下のものが含まれる。
- a) 本政令付録 I 書式 4 号に定めた輸入検査登録書。
 - b) 商品の自己宣言書。
 - c) 厳重な検査方式から通常検査方式に変更された輸入ロット、商品に対する 3 回連続的に厳重な検査方式が適用され、輸入要求レベルに到達している結果を認証する 3 通の結果通信書（原本）。
 - d) パーキングリストのコピー。
 - d) 外国の漁船により海上捕獲・加工・ベトナムに直接販売される水産を除き、本政令第 14 条に定めた商品の場合、輸出国の権限を有する機関により発行される食品安全にかかる要件を満たしている証明書（原本）を有しなければならない。

第 19 条 輸入食品の検査手順

1. 簡易検査方式の手順
- a) 税関手続きを行う際に、商品所有者は本政令第 18 条 1 項に定めた書類を提出する責任を有する。
 - b) 税関官署は、法規定に従って書類の検査のため 1 年以内に簡易検査範囲に属する輸入ロットの書類の最大 5% を無作為的に選定する責任を有する。税関官署は、書類を受領した日から 3 営業日以内に書類の検査を行い、輸入通関手続きを行う。書類の追加を要求する場合、その要求の理由および法的根拠を明確に指定しなければならない。
2. 通常検査方式の手順
- a) 商品所有者は、商品が出入国地点に到着される前にまたは出入国地点に到着するときに、国家検査機関またはナショナル・シングル・ウィンドウポータル保健省、農業農村開発省、工商省のモジュール（すでに適用される場合）に本政令第 18 条 2 項に定めた検査登録書類を提出する。
 - b) 国家検査機関は、書類を受領した日から 3 営業日以内に書類の検査を行い、本政令付録 I 書類 5 号に従って食品が輸入要求レベルに到達しているまたは到達していないという結果について通知を知らせなければならない。
 - c) 商品所有者は、通関官署に対して商品の通関手続きのため輸入要求レベルに到達していると承認する結果通知書を提出する責任を有する。
3. 厳重な検査方式の手順

- a) 本条第 2 項 (a) 号に定めた手続きを行う。
 - b) 国家検査機関は、書類を受領した日から 7 営業日以内に書類の検査を行い、サンプルを採取し、要求される食品安全に関する基準のテストを行い、本政令付録 I 書類 5 号に従って食品が輸入要求レベルに到達しているまたは到達していない結果について通知を出さなければならない。書類の追加を要求する場合、その要求の理由および法的根拠を明確に指定しなければならない。
 - c) 商品所有者は、通関官署に対して商品の通関手続きのため輸入要求レベルに到達していると承認する結果通知書を提出する責任を有する。
4. 本条第 2 項 (b) 号、3 項 (b) 号に定めた輸入要件レベルに到達していないと承認する結果通知書を出した場合、国家検査機関は、食品安全法第 55 条 3 項に定めた処理形式を決定し、専門的な管轄省に対して輸入要求レベルに到達していない食品の処理結果を報告する。

第 20 条 輸入要求レベルに到達していない食品の処理

1. 商品所有者は、国家検査機関の決定に従って輸入要求レベルに到達していない食品の処理を完了した後、国家検査機関および宣言書類を受領した機関に対して以下のいずれかの書類を提出する責任を有する。
 - a) 再輸出書類（再輸出の方式が適用される食品の場合）。
 - b) 権限を有する機関により承認された商品廃棄証明書。
 - c) 商品所有者と輸入ロット、商品の購入者または譲受者との使用目的の変更に関する契約。購入者または譲受者はその輸入ロット、商品を食品として使用してはならない。
2. 商品所有者は商品の欠陥、不適切な商品表示の改善を完了した後、ベトナムへの輸入を申請する場合、本政令第 19 条に定めた検査登録手続きを行う責任を有する。
商品の欠陥、不適切な商品表示の改善を完了した後、その輸入ロット、商品が輸入要求レベルに到達していない場合、食品安全法第 55 条 3 項 (c)、(d) 号に定めた食品の処理形態が適用されるものとする。

第 21 条 商品所有者の権限および義務

商品所有者は以下の権限および義務を有する。

1. 本政令第 17 条 1 項に定めたいずれかの場合に属する輸入ロットおよび商品に対して簡易検査方式を適用する。
2. 国家検査機関に対して検査結果の再考を提議する、または規制適合宣言書を受領した機関が検査結果の再確認のため認証された検査施設を選択することを提議する。再確認の結果と当初の結果が同様なものとなる場合、商品所有者は再考、再確認にかかる費用を分担しなければならない。再考、再確認が行われる際にその輸入食品が輸入要求レベルに到達している結果となる場合、支払った検査費用が返済される。
3. 食品安全法第 55 条 3 項に定めた輸入要求レベルに到達していない食品に対する処理方法を提案する権利を有する。
4. 国家検査機関がサンプルを採取するため輸入ロットおよび商品の現状を確保する。
5. 輸入要求レベルに到達していない場合は、権限のある国家検査機関が出した輸入ロット、商品の処理に関する決定を実施する。

第 22 条 ベトナムへ食品を輸出する国、地域リストに登録する手続きおよび輸出国における食品安全に関する国家検査

1. ベトナムにおける国家検査機関は、食品の検査・通告計画を作成し、輸出国の権限のある機関と協力して以下の手続きに従って輸出国およびベトナムへ輸出する食品の生産、取引を行う事業所の食品安全管理システムの検査を実施する。
 - a) 輸出国の権限を有する機関は、本政令付録 I 書式 7 号に従って農業農村開発省に国家、

地域の管理システムにかかる情報（食品安全にかかる法令体制、基準、管理システムを含め）、および国家、地域の権限を有する機関の食品安全管理の能力を含める一部の登録書類、本政令付録 I 書式 7 号に定めたベトナムへ輸入する水産動物の由来を有する食品の生産、取引を行う事業所リストおよび本政令付録 I 書式 9 号に定めたその事業所の食品安全基準に関する情報を送付する。

- b) 管轄省の権限を有する機関は、輸出国の権限を有する機関の本項 (a) 号に定めた食品生産、食品取引を行う事業所の登録書類を十分に受領した日から 30 営業日以内に、書類の検査を行い、輸出国の権限を有する機関に対し検査結果および検査計画（ベトナムへ輸出する国に対する検査が必要となる場合）を通告する。
 - c) 輸出国における検査内容は、食品安全の管理、監督にかかる法規定、管理官署の能力、およびベトナムへの輸出を登録する食品生産、食品取引を行う事業所の食品安全保証の状況が含まれる。
2. ベトナムへの輸出が許可された国、地域リストおよび食品生産、食品取引を行う事業所リストの検査結果の処理および通知は以下のとおり行われるものとする。
- a) ベトナムへ輸出する国に対する食品安全が保証されているかどうか実際に検査する必要がある場合、農業農村開発省は、ベトナムへの輸出が許可された国、地域の名前を公開する。陸上動物、水産動物から由来する食品の場合、輸出が許可された食品生産、食品取引を行う事業所のリストを添えなければならない。
 - b) ベトナムへ輸出する国に対する食品安全が保証されているかどうか実際に検査する必要がある場合、輸出国における検査が終了した日から 30 営業日以内に、農業農村開発省は検査結果を処理し、公開する。検査結果が定められた基準に満たしていない場合、農業農村開発省は結果を公開し、ベトナムへの輸出が許可されていない具体的なケースの理由を明確に示す。
 - c) ベトナムへ輸出する陸上動物、水産動物から由来する食品の生産、取引を行う事業所リストに追加すると申請する場合、輸出国の権限を有する機関は、農業農村開発省が書類の検査を行い、または輸出国における実際の検査を行った上で、リストに追加することを検討し、決定するため本条第 1 項 (a) に定めた書式 7 号、8 号のリストおよび情報を農業農村開発省に送付する。

第 23 条 輸入食品に対する国家検査

1. 輸入国の要求がある場合、保健省大臣、農業農村開発省大臣、および工商省大臣は食品安全法第 62 条、63 条、64 条により分担された管理分野に属する輸入食品に対する食品安全検査を行う権限を規定する。
2. 農業農村開発省は、二つの省の管理権限に属する複数の商品を有する輸出ロットに対する検査を行う責任を有する。

第 7 章 食品ラベル表示

第 24 条 必須表示内容

1. ベトナムにおいて商品生産、商品取引を行う組織、個人は商品ラベル表示に関する法規定および以下の食品ラベル表示の規定を厳守しなければならない。
 - a) 医学的栄養食品の場合は、「医学的栄養食品」および「医療職員の監察下で患者に使用する。」の語句を表示してはならない。
 - b) 特別用途食品の場合は、通常の商品と区別するためラベルの正面に「(特定の対象に対する) 栄養商品」を記載し表示しなければならない。
2. 輸出商品の場合は、責任を有する組織、個人について商品生産を行う組織、個人の名前、住所、および自己宣言または商品の宣言書の登録を行う組織、個人の名前、住所を記載しな

ければならない。

第 25 条 いくつかの必須表示内容の免除

1. 個人が個人消費のため入国する際の手荷物、輸入税の免除対象に属する贈り物、贈答品、優遇対象または外交特権を有する者の輸入商品；通過、検問所の変更、積替え、一時的輸入、および再輸出の商品、保税倉庫に保管される商品；テストおよび研究のサンプルである商品；輸出品加工・生産用のみの輸出入の製品、原材料、または組織・個人の内部生産に使用され、国内市場に販売されない商品に対して補助ラベルの表示が免除される。
2. 調味料および草木を除き、補助ラベルまたは構成成分、賞味期限、保存方法、使用方法が十分に表示される外装を有する 10 cm² を超えない最大表面積を有する小さな包装に対して当該内容の表示が免除される。
3. 食品容器、食品と直接接触する包装材料に製造日の記載が免除される。

第 8 章 食品広告

第 26 条 広告前に食品の内容を登録しなければならない。

1. 健康食品、医学的栄養食品、特別な対象が使用する特別用途食品
2. 36 ヶ月未満の子どもの栄養食品は広告法第 7 条に定めた広告禁止対象に属さないものとする。

第 27 条 食品広告内容の登録

食品広告内容の登録は広告に関する法規定以外に以下の規定を厳守しなければならない

1. 広告前、広告食品を有する組織、個人は、現行法令の規定に従って指定適合宣言書を発行した機関に対して広告内容を登録しなければならない。
2. 広告内容は指定適合宣言書に公表されている食品の用途、効果に適正に通知しなければならない。食品広告のため医療機関、医療施設、医者、薬剤師、医療職員の画像、設備、衣料、氏名、手紙、および医者、薬剤師、医療職員の患者の礼状、記事を使用してはならない。
3. 健康食品に対する規定
 - a) 「この食品は医薬品ではなく、医薬品の代替効果はありません」という警告表示を作成しなければならない。警告表示の文字は明確にし、警告表示の文字の色と背景色とのコントラストがあってはならない。
 - b) ラジオ広告およびテレビ広告の場合は、本条本項 (a) 号に定めた警告表示を明確に読み上げなくてはならない。
 - c) 15 秒未満のラジオ広告およびテレビ広告の場合は、「この食品は医薬品ではなく、医薬品の代替効果はありません」という警告表示を読まなくても良いが、広告にその警告を表示しなければならない。
4. 広告内容の登録書類は以下の書類が含まれる。
 - a) 本政令付録 I 書式 10 号に定めた広告内容登録認定申請書。
 - b) 権限のある国家機関により発行された指定適合宣言書登録の受領書および指定適合宣言書（組織、個人により認証された謄本）。
 - c) 商品の表示のサンプル（組織、個人により認証された謄本）。
 - d) ラジオ広告およびテレビ広告の場合は、デジタルビデオディスクおよびコンパクトディスクに広告予定のシナリオおよび広告予定の内容を記録しなければならない。そのほかの広告方法の場合は、広告予定のマケット（広告内容の模型）（組織、個人により認証された謄本）を用意しなければならない。
 - d) 広告内容には、指定適合宣言書に記載してある商品の用途、効果以外にそれを証明する科学的資料（組織、個人により認証された謄本）を有してはならない。

広告内容認定の申請書類にある資料はベトナム語で表示されなければならない、外国語の資料がある場合、それがベトナム語に翻訳され、公証されなければならない。

5. 広告内容認定書の発行手続き

- a) 広告商品を有する組織、個人は、指定適合宣言書登録の受領書を発行した機関に広告内容認定の申請書類を提出する。
- b) 書類の受取機関は、規定通りの書類を受領した日から 10 営業日以内に書類を審査し、本政令付録 I 書式 11 号に従う結果を出さなければならない。この期間は、書類が郵便で提出された場合は書類を受領した機関の押印日から清算される、または書類がオンライン公的サービスシステムで受領された日から清算される。書類を受領した機関は、組織および個人の広告内容に同意しない、または書類の修正、補修を要求する場合、書面で理由およびその法的根拠を出さなければならない。書類の修正、補充の要求は一回のみ行うことができる。書類を受領した機関は、修正、補充された書類を受領した日から 10 営業日以内に、書類の審査を行い、結果を書面で提出しなければならない。修正、補修の要求に関するオフィシャルレターが出された日から 90 営業日以内に組織、個人は書類を修正、補充しない場合、その書類は無効になるものとする。
- c) 広告内容認定の申請書類を受領した機関は商品の広告内容認定書が発行された組織、個人の名前および商品を自らの電子サイトおよび食品安全に関するデータベースに公開する責任を有する。
- d) 広告内容認定の登録申請を行った組織、個人は書類を受領した機関に書類審査費用を支払う責任を有する。

6. 広告商品を有する組織、個人、広告を行う組織、個人は、広告内容認定書が発行された商品のみについて広告を行うことができ、および認定された広告内容で広告を行わなければならない。

第 9 章

健康食品の生産における食品安全保証条件

第 28 条 健康食品の生産における食品安全保証条件

1. 健康食品を生産する事業所は、食品安全法第 19 条 1 項、第 20 条 1 項、第 21 条 1 項に定めた一般的な食品安全保証条件および以下の規定を厳守しなければならない。

- a) すべての商品が公表した品質基準を満たすことおよび賞味期限を過ぎるまで使用者に対して安全であることを保証し、商品の生産、循環、流通を監督するための商品の品質および量の管理システムを設立し、維持しなければならない。
- b) 割り与えられている業務を遂行するための専門知識があり、GMP に関する基本知識について教育・訓練された従業員を十分に有する。生産部署の長および品質管理部署の長はフルタイムで就く正社員であり、互いに独立しなければならない。事業所の専門を担当する者は医学、薬理学、栄養学、食品安全学、食品テクノロジーのいずれかの専攻分野に属する学士以上の学位を有しなければならない、それと関係ある分野で最低 3 年間の就業経験を有しなければならない。
- c) 工場システム、設備、および付属設備は「一方向」の原則に従って使用目的に適合し設計・建築・設定され、掃除しやすくされ、混乱のリスクが減少・防止され、汚れの蓄積および商品に悪影響を与えるその他の要素が防止され、および日々の掃除作業を実施されるものとする。
- d) 商品のすべてのロットを検索することができるため、商品の生産、品質管理、循環、流通に関する書類、資料および事業所に行われた活動を記録するそのほかの書類を十分に作成し、保管する。
- d) すべての生産操作は生産プロセスおよび指示に従って行わなければならない。混乱、汚染、交差汚染のリスクを防ぐため、生産プロセスにおける検査、監督を行わなければな

らない。操作を行っているときまたはある生産段階が完成した直後に結果を書類に記録する。

- e) 商品が適正な条件を満たし、規程および設立された基準に従って生産されること、必要なテストが実施されたこと、認証されていない食材を使用しないこと、必要に応じて評価されていない場合販売が承認されないこと、商品の安定性が監督されることを保証するための品質管理の部署を有する。
 - g) 契約に基づいて検定および生産を行う場合、請負側は注文側の要求に適應できる工場、設備、および人事を十分に有しなければならない、権限を有する機関が定めた健康食品の検定および生産を行うための条件を厳守しなければならない。
 - h) 異議の解決、商品回収、自らの検査活動を規定する規程を有し、その活動を規程に従って行い、書類を十分に記録し、保管する。
2. 保健省は、健康食品を生産する事業所が適正製造規範（GMP）を適用することできるため、適正製造規範要件（GMP）について説明し、指示する責任を有する。
3. 2019年7月1日から健康食品を生産する事業所は保健省の指示に従って適正製造規範（GMP）を適用しなければならない。

第29条 適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の書類、発行手続き、発行権限、再発行

1. 適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の申請書類は以下の書類が含まれる。
- a) 本政令付録 I 書式 12 号に定めた適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の申請書。
 - b) 生産区および生産ラインの地図（組織、個人により認証された）。
 - c) 事業所に使用されている主な設備リスト（組織、個人により認証された）。
2. 適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の発行手順は以下のものとする。
- a) 事業所は、本条第 1 項に定めた書類を作成し、オンラインサービスシステムまたは郵便で提出するあるいは保健省に直接に提出する。
 - b) 規定通りの書類を受領してから 15 営業日以内に、書類を受領した機関は書類の審査団を設立し、事業所に現実的な評価を行い、および本政令付録 I 書式 13 号に定めた審査記録書を作成しなければならない。審査団は 5 名以上から構成され、その中には適正製造規範（GMP）に関する経験を有する 2 名以上および検査に関する専門を有する 1 名を有しなくてはならない。
 - c) 検査結果が条件を満たした場合、書類を受領した機関は本政令付録 I 書式 14 号に従って適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書を発行する。規定通りの書類を受領した日から 30 日以内に適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書を発行しなければならない。
 - d) 事業所における検査結果が十分に条件を満たしていない場合、審査団は事業所が改善するため条件を満たしていない内容を明確に記載しなければならない。事業所は、改善した後、審査団に改善結果通告書を書面で提出しなければならない。保健省が適正製造規範（GMP）を適合する食品安全証明書を発行するために、審査団は、改善結果通告書を受領した日から 7 日以内に、書類を審査し、提出する責任を有する。審査が終了した日から 3 ヶ月以内に、事業所は要求されたとおりの改善をしない、または改善結果を審査団に通告しない場合、適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の申請書類が無効になるものとする。
3. 適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書は発行されてから 3 年間以内に有効とする。適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書が無効となる 6 ヶ月の前に、組織、個人は適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の再発行の申請書を提出しなければならない。適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の再発行手続きは本条第 1 項、2 項に従って行われる。

4. 適正製造規範（GMP）を適合する食品安全認証書の発行申請を行った組織、個人は書類を受領した機関に書類の審査費用を支払わなければならない。

第 10 章

食品添加物の生産、取引および使用における食品安全保証要件

第 30 条 食品添加物に対する食品安全保証要件に関する規定

食品添加物の生産、取引を行う事業所は以下の食品安全保証要件を満たさなければならない。

1. 食品安全法第 21 条 1 項、第 20 条 1 項、第 19 条 1 項に定めた一般的な食品安全保証要件を満たさなければならない。
2. 食品添加物を混合するためには、保健省が宣言した食品に使用することが許可された食品添加物リストに属する食品添加物のみを使用しなければならない。混合された最終的な商品は人間の健康にいかなる悪影響を与えてはならず、新たな用途を有する新たな商品を製造した場合、その新たな用途、使用対象、最大使用（許容）限界値を証明しなければならない。
3. 食品添加物の分割、抽出は食品安全条件を満たす事業所で行わなければならない。および現行法規定に従って商品表示を行わなければならない。

第 31 条 単一物質の食品添加物に関する規定

1. 保健省が規定した自己宣言の対象に属する食品に使用することが許可された添加物リストに属する食品添加物。
2. 単一物質の食品添加物に対する自己宣言手続きは本政令第 5 条に従って行われるものとする。

第 32 条 新たな用途を有する複合食品添加物

1. 新たな用途を有する複合食品添加物は保健省にて商品の宣言書を登録しなければならない。
2. 新たな用途を有する複合食品添加物の成分におけるいかなる添加物について定量の成分が羅列されなければならない。
3. 新たな用途を有する複合食品添加物に対する商品の宣言書の登録手順は本政令第 7、8 条に従って行われるものとする。

第 33 条 食品添加物の使用に関する規定

食品生産、食品取引を行う組織、個人は以下の責任を有するものとする。

1. 保健省が宣言した、食品における使用することができる食品添加物リストに属する食品添加物のみを使用することができるものとする。食品添加物の生産、取引を行う組織、個人は本政令第 7、8 条の規定に従って保健省にて商品の宣言書の登録を行わなければならない。
2. 食品添加物を許可された量の範囲内かつ適正な対象に使用しなければならない。原産地・出所が明確であり、使用期限以内のものであり、食品添加物にかかるすべての管理の要求および技術的な要求を満たしている食品添加物を使用しなければならない。

第 11 章

食品の原産地トレース

第 34 条 食品安全が保証されない食品の原産地トレース

食品生産、食品取引を行う組織、個人が自らの生産した食品が安全でないことを発見した、

または権限を有する国家機関により要求された場合、食品生産、食品取引を行う組織、個人は食品安全法第 54 条 1 項、2 項に従って食品の原産地トレースを行わなければならない。

第 35 条 食品安全が保証されない食品の原産地トレースの実施

1. 食品生産、食品取引を行う組織、個人は食品の原産地トレースの実施のため食品の生産者、提供者、顧客（顧客が契約を応じて食品を購入した場合）に関する情報、記録書類を保存しなければならない。および食品の原産地トレースのためのそのほか方法を行わなければならない。食品の原産地トレースに使用される情報は以下の情報とする。

- a) 販売・購入した食品の名前、種類。
- b) 販売・購入した食品の販売・購入日、数量、重量、商品ロット番号。

2. 保健省務大臣、農業農村開発省大臣、および工商省大臣は自らの割与えられた管理分野に属する食品の原産地トレースについて詳細を規定する。

第 7 章

食品安全にかかる国家管理の責任分担

第 36 条 食品安全にかかる国家管理の責任分担の原則

1. 食品安全法の規定を基礎とし、そのほかの関連する法令に適合しなければならない。
2. 食品安全にかかる国家管理の統一に基づくものとする。
3. 食品生産、食品取引を行う過程の全体を管理することを保証する。
4. 各管轄省庁の間の密接な連携・協力を行う。
5. シングルウィンドウズ、一つの商品、一つの生産、取引を行う事業所は一つの管轄機関のみの管理を受ける原則を保証する。
6. 科学性、充実性、実施可能性を保証する。
7. 食品安全にかかる国家管理における中央および地方の管理の分級を行う。
8. 2 つ以上の専門的な管轄機関の管理に属する食品の種類を数多く生産する事業所の場合、その事業所の最大産量を有する食品を管理する機関はその事業所の管轄機関であるものとする。
9. 卸売市場および農産物のオークションの場合を除き、食品生産を行わないが 2 つ以上の専門的な管轄機関に属する複数の食品の取引を行う事業所は工商業の管理に属される。
10. 2 つ以上の専門的な管轄機関の管理に属する複数の食品の生産および取引を行う事業所の場合、組織および個人は行政手続きを行うための食品安全にかかる専門的な管轄機関を選択することができる。

第 37 条 保健省の食品安全

1. 食品安全法第 62 条 1 項に定めた食品安全にかかる国家管理に関する一般事項を厳守しなければならない。
2. 専門的な管轄省庁および省レベルの人民委員会の報告を監督し、取りまとめた上で、政府に対して食品安全の管理について定期報告、臨時報告を行う。
3. 食品安全法第 62 条に定めた自らが割与えられた管理分野に属する食品および本政令付録 2 に定めた食品グループに対する国家技術基準を宣言し、または専門的な各管轄省の提案に基づいて食品グループに対する安全基準の（許容）限界値を規定する。
4. 本政令付録 II に定めた食品の生産、加工、保管、輸送、輸出、輸入、取引のすべてのプロセスおよびその食品の生産、取引を行う事業所に対して食品安全を管理する。
5. 健康食品、新たな用途を有する複合食品添加物、保健省が宣言した、食品に使用することが許可された食品添加物リストに属さない食品添加物、または保健省が規定した使用対象が間違った食品添加物に対して商品の宣言書、食品安全条件を満たす事業所の認定書、適正製造規範（GMP）を適合する認証書、健康食品に対する広告内容の証明書、自らが割与

えられた管理分野に属する食品に対する自由流通認定書、医療証明書の書類受領、保管、発行を行った組織。

6. 国家管理のための食品検査施設、自らが割与えられた管理範囲に属する食品検査認証施設を指定する。保健業内外における各食品検査施設の検査結果が異なる場合、審判の食品検査施設を指定し、最終的な結論を出す。

7. 自らが割与えられた分管理分野に属する食品に対する輸入食品安全にかかる国家管理機関を指定する。

第 38 条 農業農村開発省の食品安全にかかる国家管理責任

1. 食品安全法第 63 条に定めた自らが割与えられた管理分野に属する食品および本政令付録 3 に定めた食品グループに対する国家技術基準を宣言する。

2. 本政令付録Ⅲに定めた食品グループに対する安全基準の（許容）限界値を作成し、宣言のため保健省に送付する。

3. 農産物、林産物、水産物、塩の栽培、養殖、収穫、開拓を含め農産物、林産物、水産物、塩の初期生産に対して食品安全の管理および分級管理を行う。

4. 本政令付録Ⅲに定めた商品および食品の生産、取引を行う事業所に対して生産、収穫、屠殺、加工前処理、加工、保管、輸送、輸出、輸入、取引のすべての過程において食品安全について管理および分級管理を行う。

5. 自らが割与えられた管理分野に属する食品に対して自由流通認定書の発行を行う。

6. 本条第 3 項、4 項に定めた自らが割与えられた管理分野に属する食品に対して食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行および分級発行を行う。

7. 卸売市場、農産物のオークションに足して食品安全を管理する。

8. 国家管理のための食品検査施設、食品検査認証施設を指定する。自らが割与えられた管理分野に属する各食品検査施設間の検査結果が異なる場合、最終的な結論を出す。

9. 自らが割与えられた管理分野に属する食品に対して輸入食品安全について国家検査機関を指定する。

10. 自らが割与えられた管理分野に属するベトナムへの輸入が許可された国家、地域、および食品生産、食品取引を行う事業所リストを宣言する。

第 39 条 工商省の食品安全にかかる国家管理責任

1. 食品安全法第 64 条に定めた分野に属する食品および本政令付録Ⅳに定めた食品グループに対して国家技術基準を宣言する。

2. 本政令付録Ⅳに定めた食品グループに対する安全基準の（許容）限界値を作成し、宣言のため保健省に送付する。

3. 本政令付録Ⅳに定めた商品および食品の生産、取引を行う事業所に対して生産、加工、保管、輸送、輸出、輸入、取引のすべての過程において食品安全について管理および分級管理を行う。

4. スーパーマーケット、デパート、コンビニエンスストア、貯蔵および流通システムに属する各事業所およびそのほかの取引形態に対して食品安全を管理する。

5. 自らが割与えられた管理分野に属する食品に対して自由流通認定書の発行を行う。

6. 自らが割与えられた管理分野に属する食品の生産、取引を行う事業所に対して食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行および分級発行を行う。

7. 市場における偽物の食品、不正商業の防止のため、すべての食品、食品添加物、食品加工助剤、工具、包装材に対して検査を行う。

8. 国家管理のための食品検査施設、食品検査認証施設を指定する。自らが割与えられた管理分野に属する各食品検査施設間の検査結果が異なる場合、最終的な結論を出す。

9. 自らが割与えられた管理分野に属する食品に対して輸入食品安全について国家検査機関を指定する。

第 40 条 食品安全にかかる省レベルの人民委員会の国家管理責任

1. 地域における食品安全にかかる国家管理を行い、政府に対して地域における食品安全について責任を有する。省レベルの人民委員会の会長は各省、中央直轄市の食品安全保証に関する分野間指導委員会の会長の任務を遂行する。省レベルの人民委員会の会長は、省・中央直轄市の食品安全にかかる分野間指導委員会の会長の任務を直接に遂行し、地域における食品安全の審査、検査、監督を行う人的能力の配分を行い、下位レベルの管轄機関の食品安全にかかる法規定の執行について直接的に指導し、頻繁に督足し、監督し、自らが割与えられた管理分野に属する管理を怠慢した責任感不足な幹部、公務員を処分し、法規定に従って食品安全に関するクレーム、告訴および法律違反を処理し、地域における食品安全の法律違反が起こることについて政府、各省・業に対して責任を負う。
2. 地域において政府、各省・業が定めた食品安全に関する法規定の執行を行う。
3. 各省・中央直轄市における食品安全について分野間指導委員会を設定し、管理する。
4. 地域における食品安全に関する法規定の執行について宣伝、運動を行う。
5. 食品安全保証事業のために、専門的な管轄機関に対して人材、組織の配置を行う。
6. 小規模な食品生産、食品取引を行う事業所、路上における食品、食品取引を行う事業所、地域における食品取引の事業所、飲食サービス、地域の市場における食品の安全、管理の対象とされている対象に関する食品安全保証条件の管理を行う。
7. 地域の特殊な食品に対する食品安全にかかる地域技術基準を作成し、宣言する。
8. 医学的栄養食品、特別用途食品、36ヶ月未満の子どもの栄養食品に対して商品の宣言書の登録の受領書、広告内容認定書の受領、管理、および発行を行う。
9. 管理権限の分担および分級に基づいて商品の自己宣言書、食品安全条件に満たず認証書の受領を行う。

第 41 条 食品安全を保証する活動における協力

1. 食品安全にかかる効果的な国家管理の統一を保証するにあたり、専門的な管轄各省は自らの権限範囲内に保健省と協力する責任を有する。
2. 保健省は食品安全に関する教育宣伝プログラムの作成を主宰し、農業農村開発省、工商省およびそのほかの管轄機関は自らの機能、任務に従って保健省と協力し、食品安全に関する教育宣伝プログラムを実施する。
3. 保健省、農業農村開発省および工商省は自らが割り与えられた管轄分野に属する商品に対する審査、検査の活動に係る実施プログラム・計画の作成およびそれを展開することを主宰する責任を有し、およびそのほかの管轄省庁は保健省、農業農村開発省および工商省と協力する責任を有する。
4. 食中毒が起こる場合、保健省は救急行為を行い、迅速な治療を行う責任を有する。専門的な管轄省は自らが割り与えられた分野に属する食中毒の原因であると疑われる食品の原産地に関する書類、情報を提供する責任を有し、保健省と協力して食中毒の原因の調査を行い、食中毒の原因となった食品の原産地トレースおよび処理について主宰する責任を有する。
5. その他の管轄機関の管理権限に属する食品が規制に違反し、および消費者の健康に深刻な悪影響を与える可能性があるとして発見した場合、保健省は権限を有する管轄機関と協力し、それについての審査、検査を行い、結論を出す。

第 13 章 施行に関する条項

第 42 条 経過条項

1. 本政令が施行される前に商品の宣言書の受領書および食品安全にかかる規定に満たす宣言の証明書が発行された商品は、当該書類の期限までまたは商品の使用期限までに使用さ

れるものとする。

2. 管轄省庁は自らの任務・権限の範囲内に本政令に反する諸法規定の見直しを行い、その諸法規定を無効とすることを宣言する。

第43条 施行効力

1. 本政令は2018年2月1日より施行されるものとする。

2. 本政令は食品安全法の一部条項の施行を詳細に規定する2012年4月25日付政令第38/2012/ND-CP号を代替し、食品安全にかかる国家管理における分担および協力を規程する2014年4月9日付保健省、農業農村開発省、工商省の共同通達第13/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCT号第2章を削除する。

第44条 施行の責任

各省大臣、省レベルの管轄機関の長、政府管轄機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会の会長、および関連している各組織、個人は本政令の施行について責任を有するものとする。

政府首相の代わりに

受取所:

- 共産党中央秘書委員会
- 政府首相、各副首相
- 各省、省レベルの管轄機関、政府管轄機関
- 各省、中央直轄市の人民委員会、人民評議会
- 共産党中央事務局および各部局
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計審査院
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務局: 担当大臣、各副担当者、政府首相補助者、政府のウェブサイトの社長、各部局、各直轄機関、広報
- 事務所用のファイル、教育文化社会部事務所 (2通)

グエン・スアン・フック
Nguyen Xuan Phuc

付属書 I

(政府の 2018 年 2 月 2 日付議定第 15/2018/ND-CP 号と共に公表)

様式 01	製品自己公表書
様式 02	製品公表書
様式 03	製品公表書の登録受領書
様式 04	輸入食品検査の申込書
様式 05	輸入規格合格・不合格について食品確認結果通知書
様式 06	輸入食品に対する国家検査報告書
様式 07	ベトナムに輸出を登録する食品生産・販売施設一覧
様式 08	輸出国管轄機関の食品安全制御能力および管理体制について
様式 09	生産・販売施設の食品安全保証条件に関する概要
様式 10	広告内容の確認申請書
様式 11	広告内容の確認書
様式 12	健康食品の適正製造規範 (GMP) 認定書交付の申請書
様式 13	審査記録書
様式 14	健康食品の適正製造規範 (GMP) 認定書

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

製品自己公表書

番号：.....

I. 製品公表の個人・法人情報

個人・法人名：.....

所在地・住所：.....

電話番号：..... Fax：.....

E-mail

法人コード：.....

食品安全適合証明書番号：.....発行日・発行機関：.....（法令に従い食品安全適合
証明書を取得しなければならない施設の場合）

II. 製品情報

1. 製品名：.....

2. 成分名：.....

3. 製品の賞味期限：.....

4. 梱包仕様および梱包材：.....

5. 製品生産施設の名称および住所：.....

III. 商品ラベルサンプル（製品ラベルサンプルまたは予定製品ラベルサンプルを添付する）

IV. 食品安全規格

下記に従って食品安全適合の食品生産・販売個人または法人

- 国家技術基準番号.....または

- 省庁の通達、または

- 地方技術基準、または

- 国家規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準がない場合）、または

- Codex 食品規格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格（国家技術基準、省庁の通達、
地方技術基準、国家規格がない場合）、または

- 添付メーカー規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準、国家規格、Codex 食品規
格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格がない場合）

食品安全に関する法律の規定を完全に遵守し、公表書類の合法性および公表製品に対する
食品安全・品質について全責任を負います。

.....において...年...月...日

個人・法人の代表者

（署名捺印）

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

製品公表書

番号：

I. 製品公表の個人・法人情報

個人・法人名：

所在地・住所：

電話番号： Fax：

E-mail

法人コード：

食品安全適合証明書番号：発行日・発行機関：（法令に従い食品安全適合
証明書を取得しなければならない施設の場合）

II. 製品情報

1. 製品名：

2. 成分名：

3. 製品の効用を作り出す主な品質指標（健康保健食品の場合）：

4. 製品の賞味期限：

5. 梱包仕様および梱包材：

6. 製品生産施設の名称および住所：

III. 商品ラベルサンプル（製品ラベルサンプルまたは予定製品ラベルサンプルを添付する）

IV. 食品安全規格

下記に従って食品安全適合の食品生産・販売個人または法人

- 国家技術基準番号.....または

- 省庁の通達、または

- 地方技術基準、または

- 国家規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準がない場合）、または

- Codex 食品規格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格（国家技術基準、省庁の通達、
地方技術基準、国家規格がない場合）、または

- 添付メーカー規格（国家技術基準、省庁の通達、地方技術基準、国家規格、Codex 食品規
格委員会の食品国際規格、地域規格、外国規格がない場合）

食品安全に関する法律の規定を完全に遵守し、公表書類の合法性および公表製品に対する
食品安全・品質について全責任を負います。製品公表登録受入書を交付した際にその製品だ
けを生産・販売します。

.....において...年...月...日

個人・法人の代表者

（署名捺印）

管轄省庁名
製品公表登録受入機関名

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

.....において...年...月...日

製品公表書の登録受領書
番号： /当年/ĐKSP

..... (製品公表登録受入機関名)は次の個人・法人から製品公表書を受け入れました。

個人・法人名：

住所：

電話番号：..... Fax 番号.....

Email 製品名：.....

原産国および生産施設名・住所：.....

生産用の技術規格・規定・標準（番号、記号、名称）.....

公表した製品の適合性について全責任を負うものとします。

あて先

- 個人・法人
- 保存

交付機関の管轄代表者

(署名捺印)

輸入者名

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

輸入食品検査の申込書
番号.../20.../DKNK

1. 輸入者の名称、住所、電話番号：.....
2. 製品の品質を担当する業者の名称、住所、電話番号：.....
3. 輸出業者の名称、住所、電話番号：.....
4. 予定輸入時間：.....
5. 国境門・港元：.....
6. 国境門・港先：.....
7. 検査時間：.....
8. 検査場所：.....
9. 予定検査機関名：.....
10. 輸入品詳細：

順番	品名	製品グループ（ベトナム規格 QCVN、Codex 国際規格、またはメーカーの製品規格に準拠する）	メーカー名および住所	検査方法	検査方法の確認書番号*
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

* 検査方法の確認書番号は検査方法で製品が検査される旨を持つ管轄機関の通知番号

....年...月...日

輸入者
(署名捺印)

....年...月...日

国家検査機関
(署名捺印)

国家検査機関

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

輸入規格合格・不合格について食品確認結果通知書
番号...../20...../TBNK

1. 輸入者の名称、住所、電話番号：.....
2. 製品の品質を担当する業者の名称、住所、電話番号：.....
3. 輸出業者の名称、住所、電話番号：.....
4. 税関申告書番号：.....
5. 国境門・港元：.....
6. 国境門・港先：.....
7. 検査時間：.....
8. 検査場所：.....
9. 輸入品詳細：

順番	品名	製品グループ	メーカー名および住所	検査方法	合格・不合格	不合格の場合その理由	不合格製品の取扱措置
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)

宛先

- 輸入者：.....;
- 国境門税関：.....

....年...月...日

国家検査機関
(署名捺印)

国家検査機関

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

輸入食品に対する国家検査報告書

.../.../...自.../.../...至.

検査機関名：

住所：

電話番号： Fax：

報告書作成者名：

I. 業務内容：

A. 一般情報：

順番	内容	一般検査			緊密検査			合計 (a+b+c+d)
		合格 (a)	不合格 (b)	合計 (a+b)	合格 (c)	不合格 (d)	合計 (c+d)	
1	品名							
2	ロット							
3	製品ロット検査の 平均時間 (時間)							

B. 輸入規格不合格品名・製品ロットの一覧表

順番	輸入者名および住所	品名・製品 ロット	製品グループ	メーカー名および住所	検査方法	不合格の場合その理由	取扱措置

II. 提言：

国家検査機関の代表者

(署名捺印)

輸出国管轄機関の食品安全制御能力および管理体制について

1. 組織体制および管理体制：

.....

2. 執行職員（人数、資格、技術に関する教育コース等）：

.....

3. 食品安全の管理および認定に関する文書、規格および手順体制：

.....

4. 生産・販売施設に対する残留物、有病微生物等の検査・観察体制：

.....

5. 食品安全検査監察プログラム：

.....において...年...月...日
輸出国の食品安全管轄機関
(署名捺印)

生産・販売施設の食品安全保証条件に関する概要

1. 生産・販売施設名：
2. 住所：
3. 製品：
4. 生産手順の説明：
5. 適用する品質マネジメントシステム：

.....において.....年.....月.....日

輸出国の食品安全管轄機関
(署名捺印)

法人名

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

番号： /法人名の記号¹.....において.....年.....月.....日

広告内容の確認
申請書

²殿

1. 確認申請法人名：

2. 所在地： ³

.....
.....

電話番号：Fax：

次のように広告内容の登録を申請します。

順番	品名	製品公表書登録受入書番号および記号	製品公表書登録受入日

広告手段：

登録書類に含まれる文書やドキュメント：

上記の情報および登録書類の内容が事実であり、確認された内容に基づいて食品広告を正しく実施すると誓います。

ご検討上、広告内容確認書交付をお願いします。

法人の社長または合法的な代表者
署名（氏名、役職を明らかに記載する）
捺印

¹ 地名

² 受入機関：本議定第 37 条および第 40 条に定める管轄機関

³ 経営登録認定書にある住所を記載する。

管理機関名
 広告内容登録の受入機関名

ベトナム社会主義共和国
 独立・自由・幸福

番号： /XNQC-...¹...

地名において 年 月 日

広告内容の確認書

個人・法人名.....

住所：.....

電話番号：..... Fax：.....

順番	品名	製品公表書登録受入書番号および記号

広告手段：

.....

添付する広告内容は現行法の規定に従うことを承認されました。
 確認された内容通りに広告することを対象個人・法人に求めます。

確認機関
 (氏名記載および捺印)

¹ 内容確認機関の略名・記号

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

健康食品の適正製造規範（GMP）認定書交付
申請書

.....殿

個人・法人名：.....

住所：.....

法人コード：.....

生産施設名・住所：.....

健康食品の適正製造規範（GMP）認定書交付を申請します。

.....において 年 月 日

施設主
(署名捺印)

管理機関名
管轄機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

番号：

.....において 年 月 日

健康食品の適正製造規範（GMP）施設に対する食品安全条件
審査記録書

の 年 月 日付き決定第 号に従い実施します。
本日 年 月 日より、審査団は次のとおりです。

1. 団長（氏名、役職、所属機関名）：
2. 団秘書（氏名、役職、所属機関名）：
3. 団員（氏名、役職、所属機関名）：

健康食品の適正製造規範（GMP）を適用する施設に対して食品安全条件を審査する場
所：

対象個人・法人の代表者：

.....
.....

一般情報

1. 認定書交付を申請する施設概要：

- 生産施設名・住所：
- 法人コード：
- 法的な代表者：

2. 審査情報：

- 審査時間：
- 最近審査時間：
- 審査形式： 年 月 日付き決定第 QD-BYT 号とともに交付される GMP 原則、規定の準拠を評価するために、報告を聞き、現実を考慮し、書類に対照する。
- 審査範囲：（施設名）の 年 月 日付き申請書類による。

審査結果

I. 実況記録

1. 施設および設備：
2. 衛生条件および衛生管理：
3. 原材料、食品添加物、調理助剤：
4. 原材料、半製品、製品の試験・品質管理および能力の持つ施設が実施する各種試験許可書
5. 書類、記録：
6. 健康食品の適正製造規範（GMP）資料に定める他の内容：

II. 課題および課題分類

III. 結論

IV. 審査対象の施設の意見

.....
.....
本書は各当事者によって承認されたうえ、3部を作成し、審査対象の施設、審査団および管轄機関がそれぞれ1部を保持する。

審査団
(署名・氏名記載)

1. 団長
2. 秘書
3. 団員

施設の代表者
(署名捺印および氏名記載)

管理機関名
管轄機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

番号：

健康食品の適正製造規範（GMP）認定書

施設名

住所

健康食品の適正製造規範（GMP）認定を取得することを証明します。
対象製品は次のとおりです。

.....

認定書は署名日から 3 年間有効となります。

.....に於いて 年 月 日
交付機関の代表者
(署名捺印)

付属書 II
保健省の管轄する食品・食品グループ一覧
 (政府の 2018 年 2 月 2 日付き議定第 15/2018/ND-CP 号と共に公表)

順	食品・食品グループ名	備考
1	瓶入り飲料水、ナチュラルミネラルウォーター、食品用の氷（食用氷、食品加工用氷）	農業・農村開発省が管轄する製品の保管・加工用の氷を除く。
2	機能性食品	
3	微量栄養素強化食品	
4	食品添加物、香料および加工助剤	
5	食品包装用器具、食品包装および食品容器	同施設で生産されてその施設の食品・製品のために使用される、農業農村開発省および工商省の管轄する食品包装用器具、食品包装および食品容器を除く。
6	農業農村開発省および工商省の管轄する製品一覧に定めないほかの食品	

付属書 III

農業農村開発省および工商省の管轄する食品・食品グループ一覧
(政府の 2018 年 2 月 2 日付き議定第 15/2018/ND-CP 号と共に公表)

順	食品・食品グループ名	備考
I	穀物	
1	穀物	
2	予備処理・加工した穀物（製粉、切断、剥離、ふすま分離、薄切り、発芽、熱処理等）	粉末、澱粉で製品および粉末、澱粉から調製した食品を除く。
II	肉および肉からの調製品	
1	生鮮肉、氷冷却した肉、冷たい肉、冷凍肉（全体、切り身、薄切り、粉碎、丸くするなど）	
2	家畜、家禽の食用副産物（内臓、骨、脚、首、羽、脂肪、血液等）	
3	肉からの調製品、家畜、家禽の食用副産物（乾燥、燻製、缶詰、熱処理、塩漬け、コラーゲン、ゼラチンなど）	保健省の管轄する機能性食品を除く。
4	肉を含む配合品（春巻き、バーコン、サラミ、ソーセージ、ハム、パテ、肉のてんぷら、粉つけ肉、油に浸した肉、スープ、ジュース、抽出水を含む配合品）	工商省の管轄するベーカーリー製品を除く。
III	水産物および水産製品（両生類を含む）	
1	生水産物、生鮮水産物、氷で保管される水産物、冷凍水産物（全体、予備処理、フィレ、粉碎、丸くする、薄切り、皮剥き、薄くする等）	
2	水産物の食用副産物（水産物の皮膚、ひれ、脂肪、肝臓、卵等）	
3	水産物および水産物の食用副産物から調製品（化学物質、添加剤、加工助剤の使用も含む発酵、魚醤、加熱、燻製、乾燥、塩漬け、塩水浸漬、抽出液浸漬、ジュース浸漬、ゼラチン、コラーゲン等）	保健省の管轄する機能性食品を除く。
4	食用に精製・未精製水産物由来脂肪・油	保健省の管轄する水産物由来機能性食品、医薬品を除く。
5	粉末、澱粉、てんぷら粉末、加工牛乳、植物油と混合した水産物（エビクラッカー、魚、イカなどを含む）	工商省の管轄するベーカーリー製品を除く。
6	海藻、昆布、および藻類からの調製食品	保健省の管轄する海藻・藻類由来機能性食品を除く。
IV	野菜、果物、および野菜・果物からの製品	
1	新鮮、予備処理の野菜・果物（薄切り、剥離、粒子分離、製粉等）	種子用の野菜、果物等を除く。
2	加工野菜・果物（発酵、乾燥、加熱処理、粉末、缶詰、てんぷら、酢浸漬、油浸漬、砂糖浸漬、粉末浸漬、抽出液浸漬、ジュース浸漬等）	工商省の管轄するベーカーリー、ジャム、お菓子、飲料等製品を除く。
V	卵および卵製品	

1	陸上動物と両生類の卵	
2	予備処理、加工した陸上動物と両生類の卵（剥離、成型、冷凍、粉碎、加熱処理、塩漬け、ハーブ浸漬等）	
3	卵、卵粉を含む配合食品各種	工商省の管轄する、卵・卵粉組成のベーカリー、お菓子を除く。
VI	生乳	
VII	蜂蜜および蜂蜜製品	
1	純粋、濃縮、希釈蜂蜜	
2	蜂蜜有無の蜜蝋、花粉、ローヤルゼリー	
3	蜂蜜、蜜蝋、花粉、ローヤルゼリーを含む製品	工商省の管轄するベーカリー、ジャム、お菓子、飲料等製品を除く。保健省の管轄する機能性食品、医薬品を除く。
VIII	遺伝子組換え食品	
IX	食塩	
1	海塩、岩塩	
2	精製塩、加工塩、他の成分との配合塩	
X	調味料	
1	単一調味料、配合調味料、動物・植物由来調味料（肉、骨、粉末、抽出液、マスタード等香料粉末）	工商省の管轄する、粉末、でんぷんからの調製する製品（インスタントラーメン、インスタントお粥等）に添付する調味料を除く。
2	ソースおよびソース製品	
3	醤油、漬物	
4	新鮮、乾燥、粉碎のトウガラシ属またはピペメント属果実	
XI	砂糖	
1	化学的に純粋な固体のサトウキビや甜菜糖、スクロース	
2	他の砂糖（化学的に純粋な固体のラクトース、マルトース、グルコース、フルクトース、香料や着色剤とも加えない糖液、自然蜂蜜との配合を問わず人工蜂蜜、カラメル砂糖も含む）	
3	砂糖の抽出または精製による糖蜜	
XII	お茶	
1	新鮮なお茶、香料の有無を問わず加工お茶	工商省の管轄する、お茶を含むお菓子、ジャム、飲料等を除く。
2	他の植物からの茶製品	工商省の管轄する、飲料等を除く。
XIII	コーヒー	
1	新鮮なコーヒー豆、乾燥コーヒー豆、コーヒーから	

	の抽出物、濃縮物	
2	焙煎の有無、カフェインの除去有無を問わずコーヒー豆、コーヒー果皮と種皮、特定の割合でコーヒーを含むコーヒー代用品、即席飲料用砂糖、ミルク、クリームの有無を問わず抽出物粉末	工商省の管轄する、コーヒーを含むお菓子、ジャム、飲料等を除く。
XIV	ココア	
1	破片の有無、焙煎の有無を問わず新鮮なココア豆、乾燥ココア豆、ココア果皮と種皮他の廃棄物、脱脂の有無を問わずココアペースト、ココアバター、ココア油・脂肪、砂糖または他の甘味料を加えないカカオ粉末	
2	焙煎・粉砕の有無を問わずカカオ粉末製品、砂糖、ミルク、クリーム、カカオを含む他の製品の有無を問わずすぐに飲める濃縮形、液体、粉末のカカオ製品	工商省の管轄する、カカオを含むお菓子、ジャム、飲料等を除く。
XV	胡椒	
1	乾燥、新鮮の胡椒（パイパー属）、粉砕胡椒	
2	新鮮、乾燥、粉砕のトウガラシ属またはピメンタ属の果実	
XVI	カシュー	
1	カシュー	
2	カシューからの調製品	工商省の管轄する、カシューを含むお菓子、ジャム、飲料等を除く。
XVII	他の農産物や食料品	
1	加工の有無を問わず種各種（ヒマワリの種、カボチャの種、メロンの種等）	
2	オリジナルではない、または予備処理済、加工済の植物由来食品（タケノコ、耳ダニ、キノコ、油以外の大豆製品、特定の植物の食べられる殻、根、葉、茎、花等）	保健省の管轄する機能性食品、医薬品を除く。
3	カナリア巣およびカナリア巣からの製品	保健省の管轄する機能性食品、医薬品を除く。
4	昆虫由来の食品（バッタ、クリケット、カイコ等）	
XVIII	割り当てられる分野で食品の生産・加工・販売プロセスに使用される食品容器、梱包材	
XIX	農業農村開発省の管轄する分野で食品の保管・加工に使用される氷	

付属書 IV

工商省の管轄する食品・食品グループ一覧

(政府の 2018 年 2 月 2 日付議定第 15/2018/ND-CP 号と共に公表)

順	食品・食品グループ名	備考
I	ビール	
1	生ビール	
2	瓶ビール	
3	缶ビール	
II	酒、アルコール、アルコール飲料	保健省の管轄するアルコール製品を除く。
1	ワイン	
1.1	炭酸なしのワイン	
1.2	炭酸ありのワイン (スパークリングワイン)	
2	果実酒	
3	リキュール	
4	アルコール度の高いワイン	
5	白ワイン、ウォッカ	
6	その他のアルコール飲料	
III	飲料	保健省の管轄するミネラルウォーター、精製水を含まない。
1	野菜や果物などジュースを含む缶飲料	
2	使用前に希釈する必要がある飲料	
3	すぐに飲める飲料	保健省の管轄するミネラルウォーター、精製水を含まない。
IV	加工乳	保健省の管轄する微量栄養素補給品、機能性食品を含まない。
1	液体ミルク (香料または他の食品添加物を加える液体ミルクを含む)	
1.1	パステール方法で低温殺菌される製品	
1.2	UHT法または他の高温滅菌方法で滅菌される製品	
2	発酵ミルク	
2.1	液体	
2.2	凝縮液	
3	粉ミルク	
4	凝縮ミルク	
4.1	砂糖を加えるミルク	
4.2	砂糖を加えないミルク	
5	ミルククリーム	
5.1	パステール法で低温滅菌される	
5.2	UHT法で低温滅菌される	
6	豆乳	
7	ミルクからの他の製品	
7.1	バター	

7.2	チーズ	
7.3	牛乳からの他の調製品	
V	植物油	保健省の管轄する微量栄養素補給品、機能性食品を含まない。
1	ゴマ種子油	
2	米ぬか油	
3	大豆油	
4	ピーナッツオイル	
5	オリーブオイル	
6	パーム油	
7	ヒマワリ種子油	
8	サフラワー油	
9	綿実油	
10	ココナッツオイル	
11	パーム種油	
12	ナタネ油やマスタード油	
13	亜麻仁油	
14	ヒマシ油	
15	他の植物油	
VI	粉、デンプン	保健省の管轄する微量栄養素補給品、機能性食品を含まない。
1	小麦粉またはメスリン粉末	
2	穀粉	
3	ポテトスターチ	
4	栽培有無を問わずモルト	
5	澱粉：小麦、トウモロコシ、ジャガイモ、キャッサバ等	
6	イヌリン	
7	小麦グルテン	
8	調理有無を問わずこね粉からの調製品：スパゲッティ、マカロニ、ラーメン、インスタントラーメン、平麺、ニョッキ、ラビオリ、カネローニ、インスタントお粥、玄米、麺類等	
9	細長い、顆粒、粉末の形態でキャッサバスターチからの製品、澱粉からの代用品	
VII	お菓子、ジャム	保健省の管轄する微量栄養素補給品、機能性食品を含まない。
1	塩辛いまたは甘いビスケット、塩辛くないまたは甘くないビスケット	
2	ビスケット、トーストパン、同様の焼きパン各種	
3	パン生地	
4	クリスピーパン	

5	ケーキ	
6	カカオなしで砂糖を含む硬いキャンディ、軟らかいキャンディ	
7	糖衣を問わずガム	
8	各種チョコレート	
9	砂糖、他の甘味物、酒を加えることを問わず、調理によるジャム、フルーツゼリー、果物・ナッツからの生地、粉末	
10	砂糖、他の甘味物、酒を加えることを問わず、他の方法で調理・保管した果物、ナッツ、植物のほか	
11	他のお菓子、ジャム	
VIII	割り当てられる分野で食品の生産・加工・販売プロセスに使用される食品容器、梱包材	

ベトナム 食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令（仮訳）

2018年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載